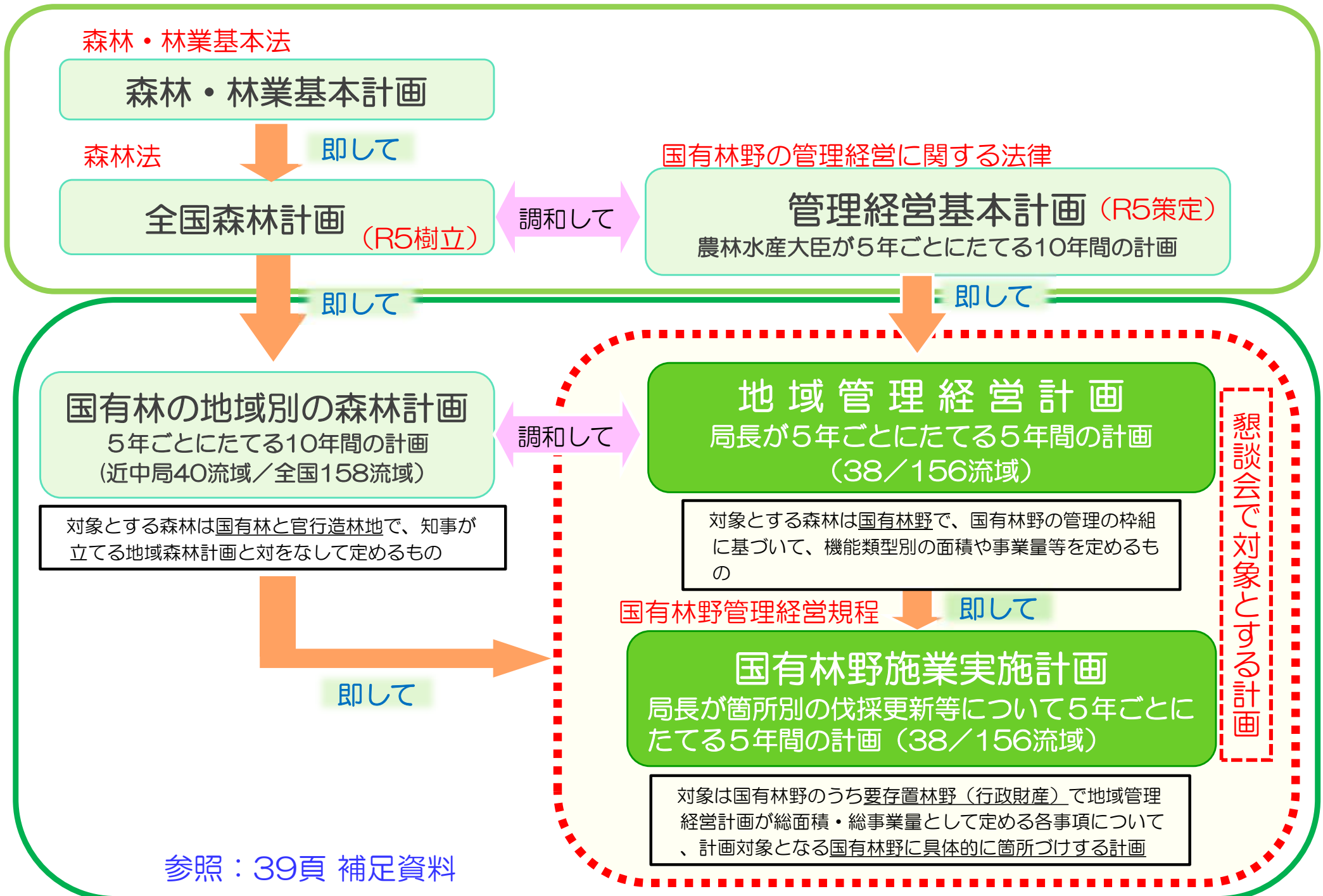


◆令和7年度地域管理経営計画等に関する有識者懇談会
地域管理経営計画（案）等の概要

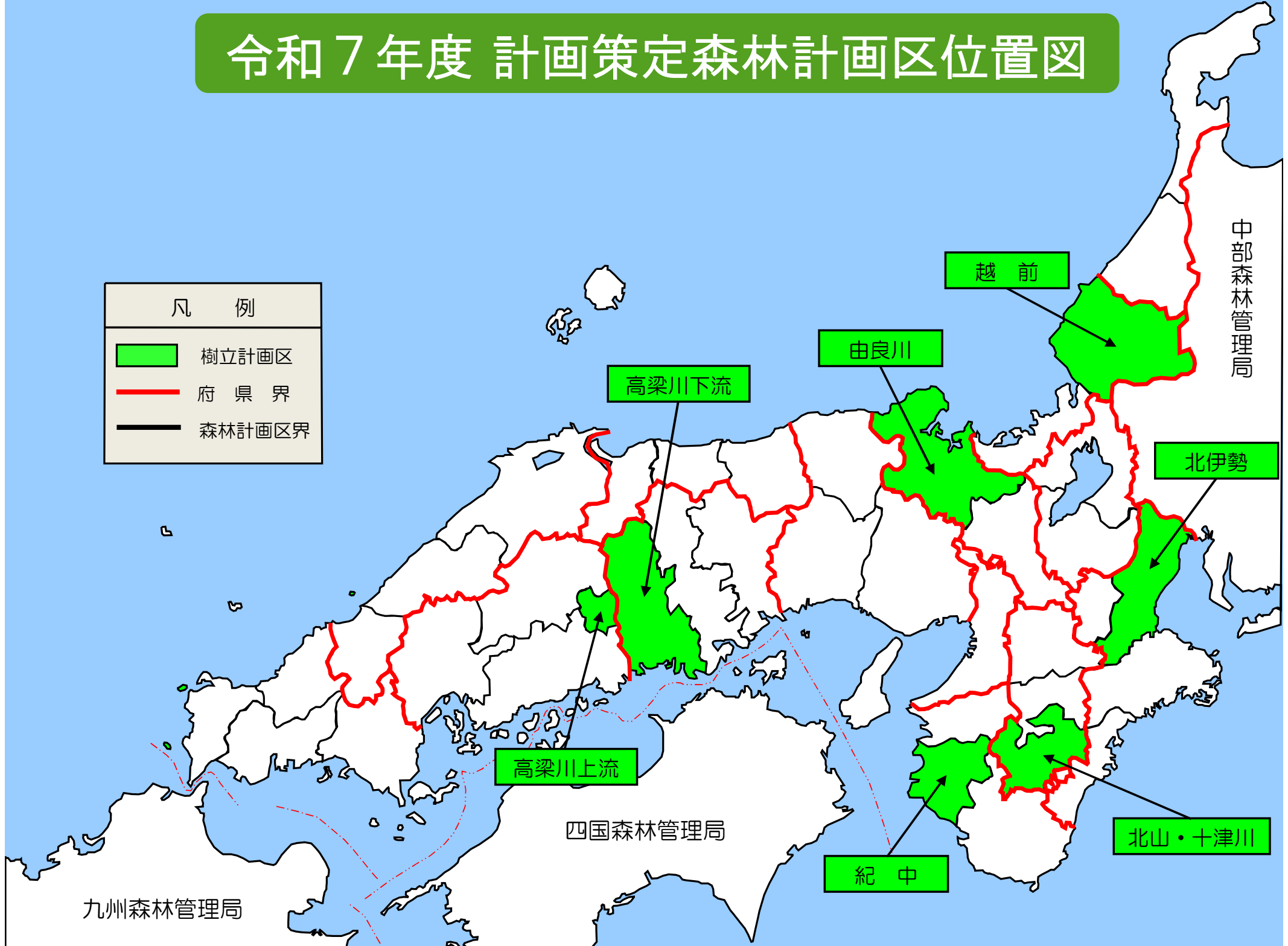
近畿中国森林管理局

国有林の計画制度の概要



参照：39頁 補足資料

令和7年度 計画策定森林計画区位置図



今回策定する「地域管理経営計画」のポイント

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 花粉症発生源対策の推進
- 国土強靱化基本計画を踏まえた治山対の推進
- 路網の強靱化・長寿命化
- 地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
- 30by30目標※の達成に向けた生物多様性の保全の推進

※ 30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

- 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及
- 林業事業体・林業経営体の育成
- 市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- 森林・林業技術者の育成支援

(3) 国民の森林としての管理経営

- 森林の整備・保全等への国民参加
- 森林環境教育の推進
- 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

管理経営基本計画に即し、7森林計画区において地域管理経営計画を策定

◇林地保全や生物多様性保全等に配慮し 森林の取扱いや施業方法を見直した事例

○林地保全に配慮した森林施業の推進

- 山地災害によるリスクを軽減するため、新たに山腹崩壊危険地区に指定された3haの機能類型を山地災害防止タイプへ変更し非皆伐の施業を実施

(単位：ha)

森林計画区	現計画	新計画	現計画比
由良川	892	895	+3

- 山地災害防止タイプのうち、急傾斜（35度以上）等に該当する路網開設になじまない小班を順次エリア指定し、林産物の搬出方法を原則架線集材に限定しており、新たに134haを設定

(単位：ha)

現計画	新計画	現計画比
—	134	+134

注：架線集材への限定は令和4年度から指定を始め、策定計画区では初めての設定

○保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保全

- 希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理するための保護林、3箇所、215haを新たに設定及び統合・拡充し、定期的にモニタリング調査等を行いながら適切に保護管理

(単位：ha)

現計画	新計画	現計画比
1,761	1,976	+215

○育成複層林施業の推進（複層林施業群(面的を含む)）

- 森林・林業基本計画に掲げる育成複層林への誘導に向け、公益的機能と木材生産機能の発揮を同時に期待する森林について、施業群を複層林施業群（面的を含む）へ1,361ha変更

(単位：ha)

現計画	新計画	現計画比
3,718	5,080	+1,361

注：端数処理の関係で計が一致しない場合がある

地域管理経営計画の主な内容（共通）

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
- 3 林産物の供給に関する事項
- 4 国有林野の活用に関する事項
- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項
- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- ◆ 国有林野の管理経営の基本方針
- ◆ 機能類型に応じた管理経営
- ◆ 森林・林業施策全体の推進への貢献
- ◆ 主要事業の実施
- ◆ その他必要な事項

1 管理経営に関する基本的な事項

◆ 国有林野の管理経営の基本方針

●個々の国有林野を重点的に発揮させる機能によって5つに区分し、それぞれの機能区分ごとに公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を推進



山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止及び土壌保全機能、風害、霧害等の気象災害を防止する機能の発揮を第一とすべき国有林野

自然維持タイプ

生物多様性の保全を図る観点から、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき国有林野

森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき国有林野

快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野

水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野
さらに、6つの施業群に区分

水源涵養^{かん}タイプの施業群

●6つの施業群に区分し、各施業群別の施業方法により、水源涵養^{かん}機能を発揮させる団粒構造が発達した土壌、多様な樹種、豊かな下層植生を有し、林木の成長が旺盛な高蓄積の森林に誘導

天然林施業群



複層林施業群



複層林施業群（面的）



長伐期施業群



分散伐区施業群



施業群設定外



【参考：保護樹帯】

天然林施業群

対象となる森林：自然条件の厳しい地域等の森林（人工林経営に適さない地域の森林）

目標とする森林：多様な樹種から構成される健全な林分を有する天然生林又は育成複層林

複層林施業群

対象となる森林：特定の水源の洪水緩和、水質の保全等から非皆伐施業を維持すべき人工林

目標とする森林：人工造林による育成複層林（原則として、スギ又はヒノキの常時二段林）

複層林施業群（面的）

対象となる森林：特定の水源の洪水緩和、水質の保全等から非皆伐施業を維持すべき人工林

目標とする森林：人工造林による育成複層林（一定の範囲において林齢や樹種の異なる複数のスギ又はヒノキの単層林によって構成される多段林）

長伐期施業群

対象となる森林：人工林経営に適しており、育成単層林として維持することが適切な森林のうち特に林床や土壌の安定を図る必要があるもの

目標とする森林：針葉樹大径木を主体とした林分、高木性広葉樹を混交させた林分

分散伐区施業群

対象となる森林：育成単層林として維持することが適切な森林のうち比較的傾斜が緩く、地位が良好で下層植生が豊か等小面積のモザイク状に伐採しても表土の流出の恐れがないもの

目標とする森林：同一林齢の人工林（育成単層林）が小面積でかつ分散するように配置され、一定の範囲内でそれらの集合体がモザイク状を呈した状態

施業群設定外

対象となる森林：保護樹帯、母樹林、試験地、検定林、施業指標林、分収林等

目標とする森林：それぞれの設定目標等に応じた林型

国有林野の管理経営の現状及び評価

伐採量（主伐・間伐）

森林計画区	主伐 (m ³)	実施率	間伐 (m ³)	実施率	備 考
越 前	1,664 -	0%	20,756 31,024	151%	主伐：分収林の伐採を見送ったことによる減 間伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったが、材積が当初の見込みよりも増加したことによる増
北伊勢	33,125 31,897	96%	35,585 34,140	96%	主伐：ほぼ計画どおりの実績 間伐：ほぼ計画どおりの実績
由良川	1,625 1,937	119%	28,054 8,202	29%	主伐：材積が当初の見込みより増加したことによる増 間伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減
北山・十津川	4,974 1,248	25%	88,354 36,930	42%	主伐：実行段階で現地を踏査し、優先度の高い箇所から実施したことによる減 間伐：実行段階で現地を踏査し、優先度の高い箇所から実施したことによる減
紀 中	28,175 29,456	105%	70,700 38,179	54%	主伐：ほぼ計画どりの実績 間伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減
高梁川下流	125,084 74,329	59%	211,896 39,044	18%	主伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減 間伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減
高梁川上流	61,157 44,259	72%	53,751 12,506	23%	主伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減 間伐：実行段階で現地を精査し一部実施を見送ったことによる減
計	255,804 183,126	72%	508,916 200,025	39%	

注：上段は現(旧)計画量、下段は実行量(R3.4.1～R8.3.31)※R7年度分は見込値

国有林野の管理経営の現状及び評価

更新量（人工造林・天然更新）

森林計画区	人工造林 (ha)	実施率	天然更新 (ha)	実施率	備 考
越 前	4 1	25%	15 -	-	人工造林：分収林の主伐を見送ったことにより実行減 天然更新：未立木地更新未了により実績なし
北伊勢	107 37	35%	1 -	-	人工造林：分収林の伐採・搬出が完了していないことによる減 天然更新：未立木地更新未了により実績なし
由良川	8 4	50%	- -	-	人工造林：分収林の伐採・搬出が完了していないことによる減
北山・十津川	14 5	36%	27 0	0%	人工造林：主伐を見送ったことによる減 天然更新：主伐を見送ったことによる減
紀 中	56 17	30%	37 0	-	人工造林：主伐箇所のうち令和7年度実績となった箇所について、 本計画で更新を計上することによる減。 天然更新：分収林の主伐を見送ったことにより実績なし
高梁川下流	523 315	60%	42 5	12%	人工造林：主伐を見送ったことによる減 天然更新：試験伐採した箇所の更新が完了しなかったことによる減
高梁川上流	242 129	53%	- -	-	人工造林：主伐を見送ったことによる減
計	954 508	53%	121 5	4%	

注： 上段は現(旧)計画面積、下段は実行面積(R3.4.1～R8.3.31)※R7年度分は見込値

国有林野の管理経営の現状及び評価

林道（開設・改良の数量）

森林計画区	開設 (m)	実施率	改良 (箇所)	実施率	備 考
越 前	1,900 -	-	1 4	400%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実績なし 改良：集中豪雨等による災害箇所での実行が増加したため増
北伊勢	1,500 -	-	4 9	225%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実績なし 改良：集中豪雨等による災害箇所での実行が増加したため増
由良川	2,000 1,660	83%	9 8	89%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、減 改良：集中豪雨等による被災箇所について緊急性のある箇所を優先して実行した結果、減
北山・十津川	1,450 620	43%	2 9	450%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案し実施したことによる減 改良：集中豪雨等による災害箇所での実施が増加したことによる増
紀 中	1,000 -	-	13 7	54%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実績なし 改良：森林施業の計画に応じて優先度を勘案し実施した結果、減
高梁川下流	2,710 710	26%	6 7	117%	開設：森林施業の計画に応じ優先度を勘案した結果、減 改良：集中豪雨等による災害箇所での実行が増加したため増
高梁川上流	1,250 -	-	7 3	43%	開設：森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実績なし 改良：集中豪雨等による被災箇所について緊急性のある箇所を優先して実行した結果、減
計	11,810 2,990	25%	42 47	112%	

注：上段は現(旧)計画量、下段は実行量(R3.4.1～R8.3.31)※R7年度分は見込値

◆ 機能類型に応じた管理経営（水源涵養タイプ）



◆ 森林・林業施策全体の推進への貢献

- ◆ 組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献。
- ◆ 「特に効率的な施業を推進する森林」を設定し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を、民有林に分かりやすい形で効果的に推進。今回の計画で、GIS等によるICT技術を活用して林内傾斜と林道からの距離を精査し、より精度の高い設定区域に見直し（2,256ha）。
- ◆ 流域内で優先的に取り組むべき課題
 - ① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及
 - ② 林業事業体・林業経営体の育成
 - ③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援
 - ④ 森林・林業技術者等の育成支援

「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

■ 現状と対応方針

- 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

■ 取組内容

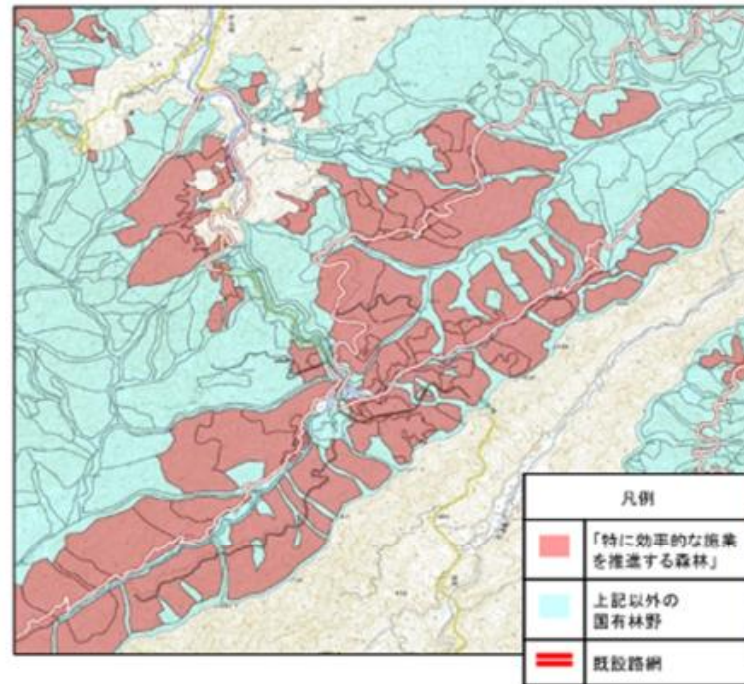
「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

- 水源涵養^{かん}タイプの人工林のうち、林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。
- 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

「特に効率的な施業を推進する森林」での取組

- 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
 - ・ 造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
 - ・ 事業発注を通じた林業事業体の育成
 - ・ 樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施と民有林への普及

事業発注を通じた林業事業体の育成

木材の安定供給に資する林道の機能強化

このほか、分収造林新規契約やレーザー計測・解析等を優先的に実施

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

①「新しい林業」の実現に向けた 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

- 民有林への普及を念頭に、エリートツリー等の新たな手法の事業での活用やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法を実証
- 現地検討会やHPでの結果の公表等を通じた普及・定着



ドローン操作等現地検討会
(高梁川下流：釜谷国有林：新見市)



再造林に向けたシカ被害対策に関する現地検討会
(高梁川下流：釜谷国有林：新見市)

② 林業事業体・林業経営体の育成

- 年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表
- 複数年契約等を活用した林業事業体の育成
- 樹木採取権制度の運用を通じた林業経営体の経営基盤の強化
- 分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援



樹木採取区での作業状況
(高梁川下流：樋谷山国有林：新見市)



複数年契約による森林整備事業の実行状況
(高梁川下流：国有林：新見市)

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- フォレスターの資格を有する職員の活用
- 森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受け入れ
- 府県と連携して市町村の森林・林業行政を技術支援



市町村職員の研修への受け入れの様子
(基礎A研修：能勢高原ドローンフィールド：大阪府能勢町)

④ 森林・林業技術者等の育成支援

- 大学の研究・実習等へのフィールドの提供
- 林業大学校等への講師派遣



にちなん中国山地林業アカデミーへの講義
(高梁川下流：森林技術技術センター：新見市)

◆ 主要事業の実施

参照：42頁・43頁 補足資料

●主伐、更新

- ・自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定
- ・造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害に配慮しつつ、主伐後の着実な再造林を推進
- ・伐採と造林の一貫作業システムの実施

●間伐、保育

- ・健全な森林の育成、多様な森林への誘導を図るため、適切に実施

●路網整備

- ・林産物の搬出のみでなく、森林施業により森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、自然・社会的条件を考慮しつつ計画的に整備
- ・路網の強靱化・長寿命化

●治山事業

- ・民有林治山事業との有機的連携の下に自然環境の保全に配慮した計画的な実施
- ・国土強靱化基本対策等に基づく治山対策の推進、流域治水の取組との連携
- ・在来種による緑化など生物多様性保全の取組



主伐計画林分
(高梁川上流：通ケ谷山国有林：神石高原町)



山腹工施工地
(高梁川下流：加賀山国有林：浅口市)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

- ◆ 巡視
- ◆ 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止
- ◆ 特に保護を図るべき森林
- ◆ その他必要な事項

2 国有林野の維持及び保存

◆ 巡視

- 地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理
- 境界の保全管理のため、境界標識類の巡検や境界の巡視を実施し、住宅地やインフラ等に近接する境界周辺の立木については、周囲に被害が生じることがないように適切に管理



山火事防止啓発活動
(由良川：深山国有林：京丹波町)



境界保全管理（境界標識の点検及び明示）
(北伊勢：福王山国有林：菰野町)

◆ 特に保護を図るべき森林 (自然維持タイプ、保護林、緑の回廊)

- 自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な森林を「自然維持タイプ」に区分して保全管理
- 原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定 (管内81箇所、約2.2万ha)
- 保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携し「緑の回廊」を設定 (管内3箇所、4.3万ha)



入谷ブナ・ツガ・ウラジロモミ希少個体群保護林
(北山・十津川：入谷国有林：天川村)



越美山地緑の回廊
(越前：冠山国有林：池田町)

◆ その他必要な事項（ニホンジカ等の被害対策）

- 防護柵、幼齢木保護具の設置等による林木保護
- 罠いわな、くくりわな等によるシカ捕獲
- 効率的・効果的な捕獲技術の普及
- 地元自治体や鳥獣被害対策協議会等との連携



再造林に向けたシカ被害対策に関する現地検討会
低コスト防護柵（アニマルネット）の説明
（高梁川下流：釜谷国有林：新見市）



捕獲パトロールシステムによる効率的なシカ捕獲
（由良川：須津山国有林：宮津市）

◆ その他必要な事項（^{けいはん}溪畔周辺の人工林の取扱い「^{けいはん}溪畔林」）

- 生物多様性の保全上重要な^{けいはん}溪畔部については、本来成立すべき植生によって上流から下流までの連続性を確保するため、「^{けいはん}溪畔林」を設定して本来の植生へ誘導



^{けいはん}
「溪畔林」
（北山・十津川：入谷国有林：天川村）

3 林産物の供給に関する事項

- ◆ 木材の安定的な取引関係の確立
- ◆ その他必要な事項

3 林産物の供給

◆ 木材の安定的な取引関係の確立（木材の供給・販売）

- 列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた間伐を推進



列状間伐
(北伊勢：悟入谷国有林：いなべ市)



プロセッサによる造材
(北伊勢：悟入谷国有林：いなべ市)

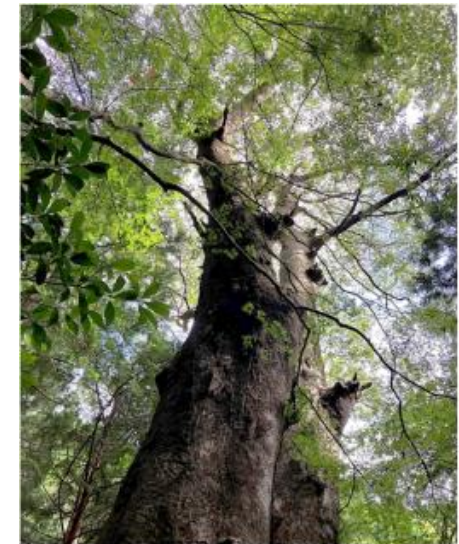


フォワーダによる運材
(高梁川下流：込山国有林：新見市)

- 地形が急峻で路網による搬出が困難な森林は架線集材により搬出
- 供給調整機能の円滑な発揮

◇ 木の文化を支える森づくり

- 世界文化遺産等に指定されている歴史的木造建造物の修繕用材の供給に備えて、「文化財継承林」、
「^{ひわだ}檜皮採取対象林」を設定



文化財継承林（ケヤキ）
(紀中：西ノ河国有林：日高川町)

4 国有林野の活用に関する事項

- ◆ 国有林野の活用の推進方針
- ◆ 国有林野の活用の具体的手法
- ◆ その他必要な事項

4 国有林野の活用

◆ 国有林野の活用の推進方針(公衆の保健のための活用の推進)

- 自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される森林を「レクリエーションの森」に設定
- 魅力的な景観を有するなど、観光資源としての活用が期待される箇所を「日本美しいの森 にっぽん うつく お薦め国有林」として情報発信、環境整備の実施 参照：44頁 補足資料



レクリエーションの森：鉢伏山野外スポーツ地域
(越前：鉢伏山国有林：南越前町)

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

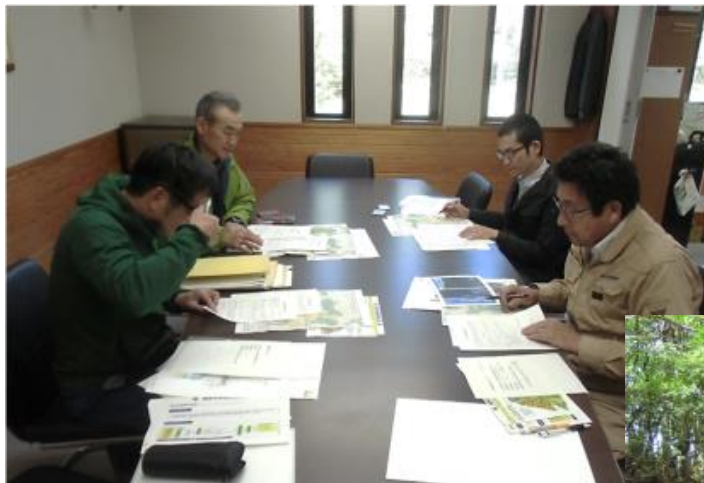
- ◆ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
- ◆ 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等

◆ 私有林と連携した施業の推進（森林共同施業団地）

- 私有林と「森林共同施業団地」を設定し、相互が連結した路網の整備、土場の共同利用、私有林材との協調出荷等によって事業の効率化、低コスト化を実現

(令和7年11月30日現在)



新規団地設定に向けての調整会議
(高梁川上流：阿下区域森林整備推進協定)



民国の路網の相互利用
(北伊勢：悟入谷国有林：いなべ市)

府県	森林計画区	箇所
三重県	北伊勢	1
	尾鷲熊野	1
京都府	由良川	1
奈良県	北山・十津川	1
和歌山県	紀中	1
鳥取県	千代川	1
島根県	斐伊川	4
	江の川下流	4
	高津川	6
岡山県	高梁川下流	3
	旭川	1
	吉井川	1
広島県	江の川上流	1
	高梁川上流	2
	太田川	3
山口県	山口	2
計		33

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- ◆ 国民参加の^{もり}森林
- ◆ 分収林
- ◆ その他必要な事項

6 国民の参加による森林の整備

◆ 国民参加の森林^{もりの}

- ボランティア、NPO等が行う森林整備活動を支援するため、協定によりフィールドを提供
「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」などを設定

◆ 分収林

- 分収林制度を利用して、企業等が社会貢献や社員教育等の場として森林^{もり}づくりを行う「法人の森林^{もり}」の設定

◆ 森林環境教育等

- 森林を利用した体験・学習活動を支援するため、協定により森林環境教育のフィールドを提供する「遊々の森」の設定

参照：45頁 補足資料



「法人の森林^{もり}」における育樹活動
(高梁川下流：釜谷国有林：新見市)



「ふれあいの森」における植物観察
(越前：北湯国有林：あわら市)

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- ◆ 林業技術の開発、指導及び普及
- ◆ 地域の振興
- ◆ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

7 その他国有林野の管理経営

◆ 林業技術の開発、指導及び普及

- 技術開発目標に基づき、技術開発を計画的に推進
 - ① 林業の成長産業化に資する造林・保育・生産技術の確立
 - ② 公益的機能の高度発揮を図るための森林施業、保全技術の確立
 - ③ 効率的な森林管理、健全な森林育成技術の確立
- 開発・改良した林業技術を現地検討会等を通じて地域林業関係者等へ普及・定着
- 研究機関等が行う林業技術の開発や林業機械の導入試験等へのフィールド提供



技術開発課題（超緩効性肥料を用いたエリートツリー等コンテナ苗の活用）：成長量調査（高梁川下流：釜谷：新見市）



伐採と再造林の一貫作業システムによるコストの低減現地検討会（高梁川下流：天木山国有林：新見市）

◆ 地域の振興

- 国有林野の利活用、森林の整備、林産物の安定供給体制の構築、野生鳥獣による農林業被害対策等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与



木材市場での市売りの様子
(北伊勢：松阪市内木材市場)

◆ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- 開かれた「国民の森林^{もり}」としての管理経営を推進するため、国有林野事業の実施に関する情報提供、自然教育活動等への協力、ホームページや広報誌、SNSによる情報発信



中学生を対象にした植樹体験
(高梁川上流：南樞山国有林：神石高原町)

【資料1】 補足資料

- ・ 森林管理局長が樹立・策定する森林計画・・・・・・・・・・39
- ・ 新計画の機能類型別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- ・ 新計画の施業群別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- ・ 新計画の主要事業量（主・間伐）・・・・・・・・・・42
- ・ 新計画の主要事業量（更新・保育・林道・治山） 43
- ・ 管内の「日本^{にっぽん}美しいの森^{うつく}お薦め国有林」・・・・・・・・・・44
- ・ 国民参加の森林^{もり}づくりの協定一覧・・・・・・・・・・45

森林管理局長が樹立・策定する森林計画

森林法第7条の2に基づき樹立(「立てる」)

国有林野の管理経営法第6条に基づき策定(「定める」)

国有林の地域別の森林計画

国有林及び官行造林地を対象として、5年ごとに10年を一期として立てる計画で、知事が立てる地域森林計画(民有林を対象)と対をなして定めるもの。

主な計画事項

○対象とする森林の区域

定性的な記述が中心

○森林の整備・保全の目標と基本的な事項

○森林の整備に関する事項
(施業方法、林道の開設、搬出方法等)

○森林の保全に関する事項
(保安林整備、治山事業、鳥獣害防止等の考え方)

定量的な記載

○計画量※

(伐採、造林・更新、林道整備、保安林整備、治山事業等の総量)

※前期と後期に区分して前期5年間の国有林に係る事業量は地域管理経営計画と一致し前期・後期10年間の事業量の積み上げが全国森林計画と一致する。)

地域管理経営計画

5年ごとに5年を一期として定める計画(対象は国有林野)で、国有林野の管理の枠組に基づいて機能類型別の面積や事業量等を定めるもの。

主な計画事項

○管理経営に関する基本的な事項(基本方針、機能類型別面積、各種事業総量、機能類型別の管理方法等)

○国有林野の維持・保存に関する事項(巡視や病虫害防除の考え方、保護林と緑の回廊の箇所数と面積等)

○林産物の供給に関する事項(木材の生産・販売に関する考え方等)

○国有林野の活用に関する事項(地域振興への寄与に関する考え方、レクリエーションの森等の箇所数・面積)

調和して

即して 国有林野管理経営規程に基づき策定

国有林野施業実施計画

5年ごとに5年を一期として定める計画(対象は国有林野のうち要存置林野(行政財産))で、地域管理経営計画が総面積・総事業量として定める各事項について、計画対象となる国有林野に具体的に箇所づけする計画で、付図として施業実施計画図を作成する。

即して

新計画の機能類型別面積

R8.4.1～R13.3.31

(単位：ha)

森林計画区	山地災害	自然維持	森林空間	快適環境	水源涵養 ^{かん}	設定外	計
越 前	△1	0	0	-	0	-	△1
	18,924	9,643	379	-	171	-	29,116
北伊勢	0	0	0	-	0	-	0
	776	47	97	-	1,636	-	2,555
由良川	3	△0	0	-	△3	-	△0
	895	131	193	-	1,553	-	2,773
北山・十津川	0	0	0	-	0	-	0
	822	2,117	155	-	5,652	-	8,746
紀 中	0	0	-	-	0	-	0
	194	207	-	-	1,923	-	2,323
高梁川下流	0	46	△46	-	0	-	0
	774	116	345	-	8,379	-	9,613
高梁川上流	0	0	0	-	0	-	0
	61	99	67	-	3,475	-	3,702
計	3	45	△46	-	△3	-	△1
	22,445	12,359	1,235	-	22,789	-	58,828
現 計 画	22,442	12,314	1,281	-	22,792	-	58,829
対現計画比	100%	100%	96%	-	100%	-	100%

注：1 上段は現(旧)計画面積に対する増減、下段は新計画面積（面積は小班面積、赤字は増、青字は減）。

2 端数処理の関係から計が一致しない場合がある。

◇主な変更内容：森林空間利用タイプのうち、保護林の新設区域を自然維持タイプに変更
 水源涵養タイプのうち、新たに山腹崩壊危険地区に指定された区域を山地災害防止タイプに変更
 所管換に伴う、山地災害防止タイプ及び自然維持タイプの減

新計画の施業群別面積

水源涵養タイプ
R8.4.1～R13.3.31

(単位：ha)

森林計画区	天然林	複層林	複層林(面的)	長伐期	分散伐区	設定外	計
越 前	0	0	0	0	0	0	0
	28	-	-	78	-	60	167
北伊勢	1	△867	890	△0	0	△26	△2
	106	-	890	349	-	214	1,559
由良川	38	△1	210	△253	0	1	△4
	384	249	210	418	-	225	1,486
北山・十津川	0	△232	377	△154	0	8	△2
	1,705	359	377	1,538	-	1,459	5,437
紀 中	0	△0	184	△184	△1	0	△0
	47	124	184	5	1,066	373	1,799
高梁川下流	7	△602	1,302	△735	△18	39	△8
	838	807	1,464	1,373	2,686	925	8,093
高梁川上流	2	△147	247	△4	△76	△23	△2
	1,248	169	247	38	1,478	175	3,354
計	49	△1,849	3,210	△1,330	△95	△2	△17
	4,354	1,708	3,372	3,799	5,230	3,431	21,895
現 計 画	4,305	3,557	162	5,129	5,325	3,433	21,912
対現計画比	101%	48%	2,081%	74%	98%	100%	100%

注：1 上段は現(旧)計画面積に対する増減、下段は新計画面積（面積は小班面積、赤字は増、青字は減）。

：2 端数処理の関係から計が一致しない場合がある。

◇主な変更内容：育成複層林への誘導を進めるため、長伐期及び複層林施業群から、効率的な伐採等が可能な複層林施業群（面的）に変更
分収育林及び分収造林の契約終了箇所を、設定外から分散伐区及び複層林施業群（面的）に変更
分収造林の新規契約に伴い、分散伐区から設定外へ変更
広葉樹林化した区域を、複層林施業群から天然林施業群へ変更

新計画の主要事業量（主・間伐）

R8.4.1～R13.3.31

（単位：m³）

森林計画区	主 伐	間 伐	臨時伐採	計
越 前	1,842 (178)	22,086 (1,510)	3,500 (0)	27,428 (1,688)
北伊勢	20,437 (△12,688)	51,227 (15,642)	3,000 (△6,500)	74,664 (△3,546)
由良川	2,708 (1,083)	29,819 (1,765)	1,500 (0)	34,027 (2,848)
北山・十津川	4,391 (△583)	94,129 (5,775)	6,000 (0)	104,520 (5,192)
紀 中	24,744 (△3,431)	85,278 (14,578)	2,500 (500)	112,522 (11,647)
高梁川下流	153,758 (28,674)	201,069 (△10,827)	10,000 (△10,000)	364,827 (7,847)
高梁川上流	62,537 (1,380)	61,508 (7,757)	3,000 (△2,000)	127,045 (7,137)
計	270,417 (14,613)	545,116 (36,200)	29,500 (△18,000)	845,033 (32,813)
対現計画比	255,804	508,916	47,500	812,220
現計画量	106%	107%	62%	104%

- 注：1 臨時伐採は、計画策定時点で箇所付けができない伐採（事業支障木、病虫害被害木等の伐採）
 2 （ ）は現（旧）計画量に対する増減（赤字は増、青字は減）

◇主な増減理由：複層林施業群（面的）への変更による主伐の増加
 自然条件及び社会条件を勘案し計画した結果、対象箇所が増加又は減少

新計画の主要事業量(更新・保育・林道・治山)

R8.4.1~R13.3.31

森林計画区	更新	保 育		林 道		治 山	
	人工造林(ha)	下刈(ha)	除伐(ha)	開設(m)	改良(m)	施設(箇所)	整備(ha)
越 前	△0.03 3.71	0.01 11.13	0 0.20	△860 1,040	△200 100	0 11	△30.79 -
北伊勢	△14.02 92.74	△4.08 324.83	10.15 30.82	△1,500 -	△70 130	△4 3	47.13 81.46
由良川	6.47 14.57	0.70 34.60	1.63 2.54	△1,710 290	△38 140	△3 1	△15.35 4.16
北山・十津川	△7.95 6.45	△25.55 17.16	△0.35 -	△610 840	41 126	△1 6	284.54 392.94
紀 中	17.37 73.07	23.60 238.47	△5.32 15.66	500 1,500	△1,960 160	0 5	90.39 118.46
高梁川下流	△131.43 391.99	△38.23 1,505.20	54.02 188.16	△1,060 1,650	△69 29	△13 3	- -
高梁川上流	△50.44 191.32	△32.74 733.03	△1.43 32.61	△500 750	△1,080 1,050	0 2	△30.08 -
計	△180.03 773.85	△76.29 2,864.42	58.70 269.99	△5,740 6,070	△3,376 1,735	△21 31	345.84 597.02
対現計画比	953.88	2,940.71	211.29	11,810	5,111	52	251.18
現計画量	81%	97%	128%	51%	34%	60%	238%

注：上段は現（旧）計画に対する増減、下段は新計画量（赤字は増、青字は減）

- ◇主な増減理由：
- ・更新は主伐材積計画量は増加したものの主伐面積は減少したため減少、下刈は更新計画量の減少に伴い減少、除伐は対象林分の増加に伴い増加。
 - ・林道事業は主伐面積計画量の減少や整備対象箇所の減少に伴い開設、改良ともに減少。
 - ・治山事業は平成30年の豪雨災害による荒廃地復旧工事が完了したため減少、保安林整備は本数調整伐が必要な林分が増加したことに伴い増加

「日本美しの森 お薦め国有林」近畿中国森林管理局管内（20箇所）



国民参加の^{もり}森林づくりの協定一覧

種 類	箇所数	面積 (ha)	活動内容
ふれあいの森	(23) 1	(915) 39	ボランティア団体などによる自主的な森林整備を目的とした ^{もり} 森林づくり活動
社会貢献の森	(10) -	(115) -	企業の社会的責任（CSR）活動などを目的とした ^{もり} 森林づくり活動
木の文化を 支える森	(111) 2	(360) 17	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備、保全活動
遊々の森	(14) 3	(301) 107	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業などの活動
多様な活動の森	(17) 3	(224) 28	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動（上記4つに分類できない活動）
^{もり} 法人の森林	(65) 15	(213) 35	分収林制度を利用して、企業等が社会貢献や社員教育等の場として行う ^{もり} 森林づくり活動

注：括弧書きは局管内全体の協定数、面積（R8.1現在）